

階層認定における家計の主宰者の取扱いについて

私立幼稚園就園奨励費補助および子ども・子育て支援新制度の支給認定における階層区分の認定を適正に行うため、父母および父母以外の扶養義務者を家計の主宰者として認定する基準等について、以下のとおり定めるものとする。

1 家計の主宰者の認定基準

幼稚園・保育所・認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を利用している児童が父母と同居する世帯および父または母のみと同居する世帯等においては、父または母を家計の主宰者として認定するものであるが、幼稚園等を利用している児童が父母のほか祖父母等（民法第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）と同居している世帯においては、次のいずれにも該当する者を家計の主宰者として認定するものとする。

- (1) 幼稚園等を利用している児童を市町村民税の算定上、扶養控除の対象としていること。
- (2) 幼稚園等を利用している児童を健康保険において、扶養家族としていること。
- (3) その世帯において、最多収入、最多納税の者であること。

ただし、上記(1)～(3)のいずれかに該当する場合には、これらの該当の有無を総合的に勘案し、家計の主宰者を認定するものであり、父または母のいずれかの前年（4月から8月分の階層認定の場合は前々年）の収入金額等（給与収入のほか、児童扶養手当等の社会保障制度の一環として国の法律に基づいて支出する金銭、地方自治体が住民福祉の増進を図るために支給する金銭等を含む。ただし、階層判定時にひとり親の世帯であって、前年（4月から8月分の階層認定の場合は前々年）の世帯構成から変動があった場合は、階層判定時に受給している児童扶養手当等の年間推計収入を収入金額等を含むものとする。）が別表に掲げる金額を超える場合においては、世帯の生計が父母の収入によって成り立っているものと認め、父または母を家計の主宰者として認定するものとする。

2 家計の主宰者の変更認定

幼稚園等を利用している児童が父母のほか祖父母等と同居している世帯において、父または母以外の者を家計の主宰者として認定した後、父または母からの申請により、父または母の当該申請のあった日の属する月および前2箇月または直近3箇月分の平均収入月額から推計した年間収入金額等が別表に掲げる金額を超えることが見込まれると認められる場合には、父または母を家計の主宰者として認定するものとする。この場合における階層区分の改定適用期間は、父または母から申請のあった日の属する月の初日から当該申請のあった年度の翌年度8月末日（階層区分の改定要件が消滅した場合は、当該要件が消滅する日の属する月の末日）までとする。

別表

扶養児童数	収入金額（給与収入のみの場合）	所得金額（自営業等の場合）
1人	1,030,000円	380,000円
2人	1,090,000円	440,000円

※ 扶養児童数が3人以上いる場合の収入金額は、扶養児童数2人の場合の収入金額に、1人増すごとに36,000円を加算した額とする。

附 則

この取扱いは、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この取扱いは、平成27年4月1日から適用する。